



1 地域生活支援拠点等とは

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう居住支援を行う機能を持つ場所や体制を整備するもの。

2 地域生活支援拠点等の機能

- ① 相談
- ② 緊急時の受入・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成

3 千葉市における整備方針

- 基幹相談支援センターを核として、すべての障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークにより支援体制(面的な体制)を整備する。

4 千葉市における登録状況

機能	令和6年度登録数	令和7年度登録数	増減
①相談	21	23	+2
②緊急時の受入・対応	41	45	+4
③体験の機会・場	21	22	+1
④専門的人材の確保・養成	11	19	+8
事業所登録数 ※	71	78	+7



※機能は重複して登録できるため、①～④の合計数とは一致しません

1 機能の概要

- 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談支援を行う

2 千葉市における主な取組みと令和7年度の実績

- 多くの計画相談支援事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備
- 基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置し、基幹相談支援センターの総合相談や相談支援事業所等との連携により、緊急時の支援が見込めない世帯を把握
 - ・拠点コーディネーター 6区計11名（各区1名以上配置）
 - ・拠点コーディネーター会議の開催 4回
- 基幹相談支援センターにて緊急時には24時間365日コーディネートや相談の支援を実施
 - ・基幹の閉所時間中(月～土 17時～9時、日・祝)も相談を受付

3 市及び拠点コーディネーターによる評価

- 拠点コーディネーター会議において緊急時の対応にならないような予防的な対応に重点を当てて協議し、実践することで、相談支援事業所との連携が密になり、相談員自身が緊急にならない取組を実践したり、緊急時にスムーズな支援を行うことができた。

②緊急時の受入・対応



1 機能の概要

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う

2 千葉市における主な取組みと令和7年度の実績

- 多くの短期入所事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備
- 基幹相談支援センターや相談支援事業所において緊急時のサービスの利用調整
 - ・基幹相談支援センターでの利用調整
 - ①緊急訪問支援：計 77日
 - ②緊急一時保護：計169日
 - ・医療的ケアのある方が利用可能な短期入所先を医療的ケア児等コーディネーターが把握
 - ・メーリングリストによる緊急時の拠点登録事業所に対する支援協力要請及び呼びかけ
 - ・児童の利用可能な短期入所先を拠点コーディネーターが把握

3 市及び拠点コーディネーターによる評価

- 事業所のメーリングリストを作成することで、区を越えた協力体制の構築と一時預かりの場について把握することができ、緊急時の支援体制の整備につながった。

③体験の機会・場



1 機能の概要

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する

2 千葉市における主な取組みと令和7年度の実績

- 多くの地域移行支援事業所や日中活動系サービス事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備
- 計画相談支援事業所等に向けて、介護者の緊急時のための体験利用について啓発
・拠点コーディネーターが体験利用キャンペーンを企画。
計画相談支援事業所に対し、利用者に体験利用の促しを行うよう周知を行った。
※グループホームや短期入所事業所が登録しているメーリングリストを活用してマッチング
- 基幹相談支援センターが、精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画
・一般市民向け（1回）
・若年層向け啓発講座（6回）

3 市及び拠点コーディネーターによる評価

- 体験の場や機会について啓発を行うことで、介護者や事業所が緊急時に備える機会の提供を行うことができ、緊急時を緊急時にしない体制づくりの推進に繋がった。

④専門的人材の確保・養成



1 機能の概要

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う

2 千葉市における主な取組みと令和7年度の実績

- 医療的ケア児等支援部会において支援体制の検討や研修を実施
 - ・医療的ケア児支援部会 11回
- 行動障害を考える会において支援体制の検討や研修を実施
 - ・行動障害を考える会 定例会等 2回
 - ・行動障害の理解を目的とした研修会 2回
- 高齢化した障害者や、高齢者と障害者の世帯への支援のため下記を実施
 - ・あんしんケアセンターやケアマネジャーを対象に研修会を開催
 - ・多職種連携会議、地域ケア会議に参画
- 地域生活支援拠点等コーディネーター主催研修会の開催
 - ・勉強会 6回

3 市及び拠点コーディネーターによる評価

- 各種会議や地域生活支援拠点コーディネーター主催研修の開催により、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方等の知識を深める機会となるとともに、地域生活支援拠点の啓発に繋がった。

その他の取組み(地域の体制づくり)



1 概要

- 拠点コーディネーターを中心に地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う

2 千葉市における主な取組みと令和7年度の実績

- 地域生活支援拠点等の啓発
 - ・勉強会の開催 6回
 - ・キャリアセンター在職者交流会 1回
 - ・地域生活支援拠点メーリングリストの作成
 - ・相談支援事業所等に向けて、介護者の緊急時の対応を考えたプラン作成を依頼
 - ・シェルター機関、居住支援法人の会議に参加、意見交換を実施
- 地域自立支援協議会や拠点コーディネーター会議等において、地域の体制づくりを検討
 - ・地域自立支援協議会 全体会 1回
 - ・地域自立支援協議会 運営事務局会議 6回
 - ・地域自立支援協議会 地域部会 36回（6回×6区）
 - ・拠点コーディネーター会議 4回
- 拠点登録した相談支援事業所が地域体制強化共同支援加算を算定できる体制を整備
- 地域のニーズ把握のための調査の実施・検討

3 市及び拠点コーディネーターによる評価

- 交流会等の開催は、拠点の取組を知ってもらう機会となっているだけでなく、事業所同士の情報共有の場にもなっている。また、勉強会に参加した未登録の事業所から登録の希望もあり、登録していない事業所に向けた啓発としても有効な活動となっている。